

議会議案第1号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに宇治市議会会議規則第14条第2項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月28日提出

提出者 宇治市議会議会運営委員会
委員長 宮本繁夫

宇治市議会議長 坂下弘親様

宇治市条例第 号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇治市議会委員会条例（昭和54年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民環境部」を「産業地域振興部、人権環境部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により旧条例第2条に規定する市民環境常任委員会の委員（以下「旧委員」という。）に選任され、及び旧条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者は、それぞれ改正後の宇治市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定により新条例第2条に規定する市民環境常任委員会の委員（以下「新委員」という。）に選任され、及び新条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者とみなす。
- 3 前項の場合において、新委員の任期は、旧委員の残任期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する市民環境常任委員会において審査又は調査を継続している事件については、新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる市民環境常任委員会に付議された事件とみなす。

(提案理由)

行政組織の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。